平成２６年（フ）第５７５号
仙台市宮城野区原町２丁目５番57号
破産者　佐藤　和久
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５７６号
宮城県塩竈市海岸通14番６号　さもとマンション302号
破産者　佐藤壽美子
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
川崎市川崎区藤崎３丁目２番２―118号　市営住宅
破産者　藤林　光雄
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０７号
川崎市高津区野川2169番地４　ハイホーム鷺沼東711、前住所東京都大田区西蒲田３丁目20番20号
破産者　山本　宗史
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３４９号
静岡県浜松市西区入野町16110番地の１
破産者　古楯　敏廣
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３５０号
静岡県浜松市北区初生町1186―13　セジュールソニア202号室、住民票上の住所静岡県浜松市西区入野町16110番地の１
破産者　古楯　　学
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９３２号
名古屋市北区西味鋺３丁目602番地　ファミール東海303号、従前の住所名古屋市北区楠１丁目815番地の６
破産者　江頭　靖浩
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２１５号
名古屋市名東区宝が丘147番地　サンヒルマンション302号
破産者　磯﨑　洋彦
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１０号
名古屋市緑区武路町2415番地
破産者　竹屋ゆたか
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３１１号
名古屋市緑区武路町2415番地
破産者　竹屋　　要
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４２号
愛知県春日井市高山町４丁目３番地10　レオネクストＴ＆Ｔ203号、従前の住所愛知県春日井大手田西町３丁目20番地10　カーサ・大手701号
破産者　Ｂｅｌｌｅｚｚｅこと　井田　雅文
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５７１号
名古屋市緑区大高町字定納山14番地の25、従前の住所名古屋市天白区高坂町87番地の２フォーブル高坂205号
破産者　沼舘　志信
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５７３号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字西尼ヶ塚190番地　アメニティハイツＢ棟203号
破産者　三尾　豪謙
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２４５号
大阪市西区千代崎１丁目５番13―405号、前住所大阪市北区長柄西１丁目１番37号
破産者　内海　貴弘
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０７１号
滋賀県野洲市久野部167　大和アパート１号室、開始決定時の住所大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ25―109号
破産者　長屋　孝幸
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８３号
大阪府大阪市大正区鶴町２丁目９番９―708号、開始決定時大阪市西区立売堀６丁目８番６―302号　逸見方
破産者　寄川　孝弘
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８４号
大阪市此花区高見１丁目７番16―210号、開始決定時大阪市大正区千島１丁目７番３号
破産者　寄川　絹子
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３０号
大阪市住吉区住吉１丁目７番18―301号、開始決定時の住所大阪市平野区瓜破西３丁目４番12―510号
破産者　ＮＩＫＯ―ＨＯＭＥこと　加藤　　守
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部